下水道の普及促進策について(第1回)

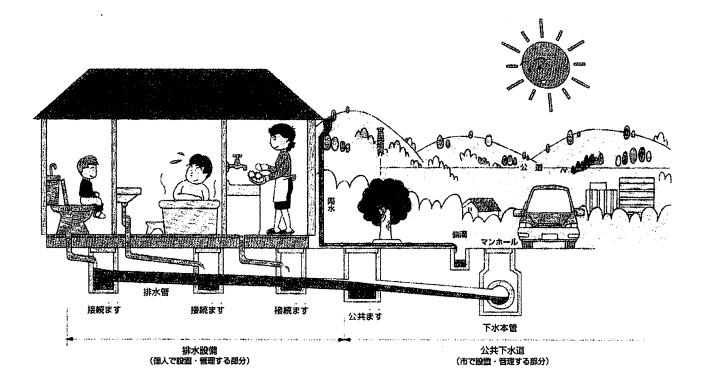
資料3

事務局

1. 下水道の普及促進策の意義

① 下水道整備効果の早期発現

下水道は、市町村が公共ますまでの下水道施設を整備しただけでは機能を発揮することは出来ません。各世帯が公共下水道に排水設備を接続する(水洗化する)ことで始めて機能することになります。(下図)



下水道の役割は「トイレの水洗化」「生活環境の改善」「公共用水域の水質保全」ですが、このうち「生活環境の改善」や「公共用水域の水質保全」については公益性が高く、下水道整備や事業運営に公費(税金)を投入する根拠ともなっています。このため、下水道を整備したにも関わらず水洗化が進まないということは、公共施設の有効活用という観点からは大きな問題となります。

② 下水道事業運営の健全化

下水道事業の運営費(下水道管理費)については、下水道使用料審議時にもご説明しましたが、 汚水を処理するために必要とする「維持管理費」や「流域維持管理負担金」と、建設時の借入金返済 費用である「元利償還費」からなっています。

下水道管理費=維持管理費…管渠の点検・清掃などの費用

- +元利償還費…建設時の借入金返済の費用
- +流域維持管理負担金…汚水処理と流域下水道の元利償還金

このうち流域維持管理負担金と元利償還費が下水道管理費の大半を占めます。流域維持管理負担金は汚水量と連動する費用ですが、元利償還費は建設時の借入額に応じて固定的に発生する経費であり、汚水量に関わりなく償還することが必要になります。

一方で、下水道管理費の財源については、「下水道使用料」「一般会計繰入金」「地方交付税交付金」からなることをご説明しました。

下水道管理費の財源=下水道使用料+一般会計繰入金+地方交付税交付金

下水道使用料の審議内容では、供用開始後5年間で一般会計繰入金については、<u>7億円余りの負担が必要</u>となる計画ですが、これは起債に伴う償還額の増加が平成20年度以降本格化する一方で、これに見合う下水道使用料の増加が見込めないことが大きな原因です。下水道使用料は下水道への接続が進まなければ実際の収入になりませんので、下水道整備に合わせて下水道の普及が進むということは下水道事業を健全に運営するための前提ということができます。

2. 普及促進策の事例について

下水道の普及促進策については、自治体により取り組み方に差異が見られるため、一律に考えることはできませんが、主に下記の様な取組みが見られます。

- ① 戸別訪問の実施
- ② 阻害要因の徹底調査
- ③ 早期接続に向けた広報活動
- ④ 助成金・奨励金制度の実施
- ⑤ 下水道貯金
- ⑥ 融資あっせん制度(利子補給)の実施

これらの実例については、日本下水道協会がまとめた別紙「排水設備接続推進事例集」が参考になりますので、ご一読下さい。

また、以前岩出市に近い下水道計画を持つ自治体の下水道使用料・受益者負担金・排水設備や 造支援制度を調べた資料を提出していますが、再度掲載します。(3ページ参照)この結果では、補助・助成制度を採用している自治体よりは貸付金制度を採用している自治体が多くなっています。

一方で、岩出市の近隣自治体での主な普及促進策を調べたところ、

貸付金制度あり	助成金・奨励金制度あり
和歌山市、かつらぎ町、橋本市、泉南市	和歌山市、かつらぎ町(生活困窮世帯)、 九度山町、橋本市(非課税世帯)、泉南市 (生活保護世帯)

と、何らかの助成金・奨励金制度を導入している自治体が多く見られます。かつらぎ町、橋本市、 泉南市については生活保護世帯など対象者を限っていますが、和歌山市や九度山町では供用開始 後1年ないし5年以内に排水設備の改造を行えば助成金の対象となっています。

岩出市と類似都市の下水道普及促進策について

都道府県	市町村名	計画処理面積	計画処理人口	事業着手	供用開始		状況		道料金(1ヶ	月換算)	受	益者負担金	排水	設備改造支援	制度	備考
		(ha)	人)			面積普及率 (%) ^{※1}	人口普及率 (%) ^{※2}	基本料金	料金逓増	25m3/月 の料金	算定方式類型	算定方式	貸付金制度	補助制度※3	その他	
北海道	登別市	1,765	59,700	S57	H2	51.4%	80.0%	8m3	有	4,446	地積割	525円/m [*]	融資あっせん 利子補給	1年以内 1~3.3万円		·
北海道	北広島市	1,594	58,300	S45	S47	87.2%	95.1%	10m3	有	3,060	地積割	280~490円/m [*]	無利子貸付	無し		
宮城県	塩竃市	1,290	62,000	S33	S37	86.7%	97.5%	600円	有	4,305	地積割	170~350円/m [*]	融資あっせん利子補給	無し		
宮城県	多賀城市	1,425	63,100	S48	S53	93.9%	98.5%	10m3	有	2,572	地積割	200円/mi	融資あっせん 利子補給	無し	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
宮城県	富谷町	1,068	43,800	H1	H4	94.3%	86.0%	10m3	有	2,940	地積割	200円/m [*]	無し	無し		
茨城県	守谷市	2,038	67,300	S50	S56	81.4%	95.5%	525円	有	3,360	地積割	 150~780円/m [*]	融資あっせん利子補給	無し		
東京都	清瀬市	1,019	69,000	S51	S56	83.4%	99.8%	10m3	有	2,168	地積割	350円/m [*]	融資あっせん 利子の1/2補給			
神奈川県	寒川町	776	50,210	S49	S59	88.0%	88.1%	8m3	有	4,487	徴収無し		融資あっせん 利子補給	3年以内 0.4~3.2万円		
福井県	敦賀市	1,332	52,300	S49	S58	65.8%	65.7%	10m3	有	2,073	地積割	318円/㎡	融資あっせん利子補給	3年以内 15,000円		
長野県	諏訪市	1,656	50,970	S49	S54	81.2%	90.3%	10m3	有	3,606	地積割	230円/㎡	融資あっせん 利子補給	無し		
滋賀県	栗東市	1,719	55,089	S49	S57	76.0%	93.7%	10m3	有	2,525	地積割	200円/m²	融資あっせん	無し		
京都府	京田辺市	1,239	58,900	S54	S61	69.2%	88.2%	10m3	有	1,750	徴収無し	·	融資あっせん	無し		
大阪府	大阪狭山市	1,031	68,860	S43	S45	82.4%	99.9%	10m3	有	2,226	徴収無し		無利子貸付	無し		
兵庫県	龍野市	1,547	33,558	S47	H6	97.7%	85.1%	10m3	有	2,415	地積割	700円/㎡	融資あっせん利子補給	無し	<u> </u>	現たつの市(H17.10合併)
兵庫県	赤穂市	2,000	52,080	S49	S56	72.4%	93.6%	10m3	有	2,289	地積割	453~521円/m [*]	有利子貸付	無し	<u> </u>	
兵庫県	小野市	1,728	45,650	S54	H2	85.1%	83.9%	10m3	有	2,310	地積割	540円/㎡	融資あっせん	無し		

岩出市と類似都市の下水道普及促進策について

都道府県	市町村名	計画処理面積	計画処理人口	事業着手	供用開始	普及	状況	下水	道料金(1ヶ	月換算)	受	益者負担金	排水	設備改造支援	制度	備考
		(ha)	3			面積普及率 (%)**1	人口普及率 (%) ^{※2}	基本料金	料金逓増	25m3/月 の料金	算定方式類型	算定方式		補助制度※3		
山口県	下松市	1,162	46,300	S28	S53	82.5%	70.9%	10m3	有	2,835	地積割	250円/m [*]	融資あっせん 利子補給	無し		
山口県	光市	1,105	43,040	S53	S61	63.9%	68.2%	10m3	有	3,622	徴収無し		融資あっせん利子補給	無し		
福岡県	太宰府市	1,337	67,402	S52	S57	93.0%	95.0%	840円	有	4,252	地積割	263円/㎡	融資あっせん	無し		
福岡県	那珂川町	885	55,000	S62	H8	67.8%	88.1%	10m3	有	4,200	徴収無し		融資あっせん	3年以内 20,000円		

●計画値・普及率は平成15年度版下水道統計より引用、下水道使用料・受益者負担金・排水設備改造支援策は自治体ホームページなどから引用 ※1:(処理面積)/(計画面積) ※2:(処理区域内人口)/(行政人口) ※3:生活保護世帯・老齢者世帯などへの助成制度は省略

3. 岩出市における下水道普及促進策の検討方針について

岩出市において最も効果的な公共下水道普及促進策を検討するには、前述の事例を含めた各促進策についての内容を比較し、本市において優先的に取り組む施策を選定していくべきと考えられます。

これまでの審議過程で明らかになっているものもありますが、当市の下水道普及を考える際にはいくつか考慮すべき点があります。

- ① 宅地の広さに差異があり、排水設備改造の難易度や費用に差が生じると予想される。
- ② 非常に厳しい下水道財政
- ③ 新しい開発団地を中心に、合併浄化槽や集中処理合併浄化槽が広く普及している。
- ④ 古い団地では高齢化や建物の老朽化を理由に汲取り便所の改造に消極的な世帯が多いことが予想される。

①、②についてはこれまでの審議経過でも、岩出市の特徴として考慮すべき特徴として挙げられてきました。③、④については、日本下水道協会が全国的に行った「平成16年度排水設備実態調査」結果において問題とする回答が多く、(<u>事例集 p.80~81</u>)当市においても該当する部分が多いと予想されます。

次回は各種促進策の事例に基づいて岩出市における利点と問題点を検討しますので、その上で 岩出市が優先的に取り組んで行くべき普及促進策をご議論いただくようお願いいたします。

住みよい暮らしを…

分流式

平素は、和歌山市下水道事業にご協力いただき有難うございます。

さて、あなたの地区では**平成18年1月30日**から公共下水道が供用開始となり、下水道を使用していただくことになりました。 (平成18年1月30日より書類の受付を行います。)

さっそく宅内排水設備の工事計画を立て、下水道を使用してください。

※ 排水設備を早急に

- ・供用開始区域は**という**になっておりますので、工事の際には雑排水・便所は<u>汚水ます</u>に、雨水は<u>雨水ますや</u> 側溝等に接続して下さい。
- ・台所、風呂、便所等の排水設備工事は遅滞なく施工してください。(下水道法第 10条)
- ・ くみ取り便所は3年以内(1月30日から)に水洗便所に改造することが義務づけられています(下水道法 第11条の3)。
- ・排水設備工事は、<u>市が指定した排水設備等工事指定工事店で必ず行ってください</u>。工事を依頼される際は市の指定工事店であることをたしかめたうえで契約してください(指定工事店以外での工事はできません)。
- * 指定工事店名簿(別紙)は、平成17年12月8日現在のものです。

※ 助成金制度のご案内

居住の用に供する建物(併用住宅)を所有する個人又は所有者の同意を得た使用者(個人)で、供用開始日から1年以内の処理区域で改造工事の排水設備等計画確認申請を<u>平成15年4月1日以降</u>にする者に、助成金制度を設けています。

申請にあたっては、改造工事の申請後に対象者あて申請に関する書類を送付します。

助成金の額は、申請1件につき5万円(平成17年度)

* 融資あっせん制度との併用はできません。

※ 融資あっせん制度のご案内

金融機関では、くみ取り便所及び浄化槽の改造工事に対して、融資あっせん制度を設けていますのでご利用下さい。(融資額100万円以内、60ヶ月以内の毎月元利均等償還 ボーナス併用可。利子補給制度があります。個人が対象) ご利用に際しては、さきに当課にご相談ください。

- (注) 1 市への融資あっせん申込みは、工事の着手前(工事の申請と同時)にしてください。
 - 2 取扱金融機関は、きのくに信用金庫、紀陽銀行、近畿労働金庫、わかやま農業協同組合です。

※ 下水道使用料

・家庭から排除される汚水は、処理場で処理し浄化します。この汚水を処理する費用や下水施設の維持管理費 に要する費用の一部に当てるため、排水設備工事完了後(水洗便所に改造後)下水道使用料を納めていただき ます。

※ 下水道受益者負担金

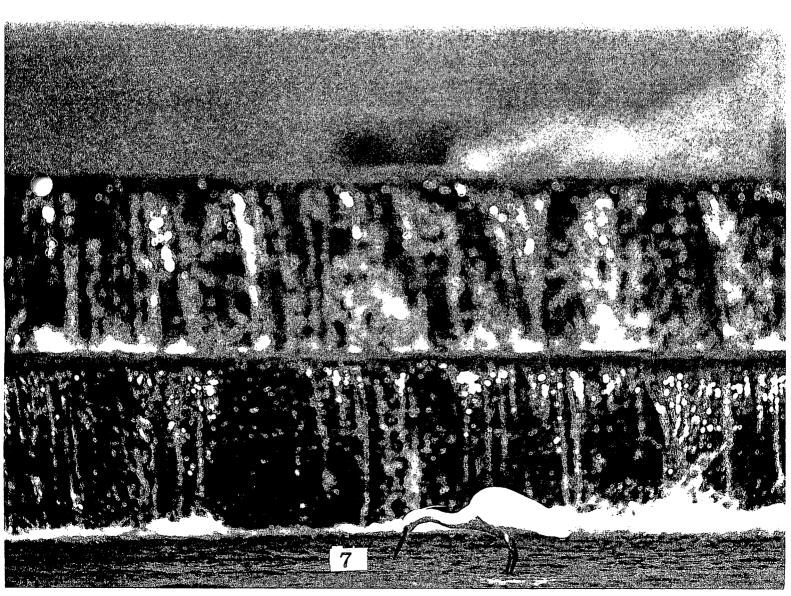
- ・下水道を整備し供用開始しますと、その区域内の土地所有者又は、その土地に地上権などの権利をもっている方に、下水道建設費の一部として、受益者負担金を納めていただくことになります。
- ・負担金は、敷地面積に1 m当り300円を乗じて得た額となり、ただ1度限り、平成18年6月に賦課されます(固定資産税のように毎年賦課されるものではありません)。
- ・納入方法は一括又は、3年間で12回の分割納入です。
- ・納入期間は平成18年6月から平成21年2月までです。

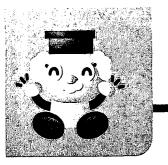
詳しい内容のお問い合わせは 和歌山市 下水道部 下水道業務課 TEL435-1246 (直通)

〔かつらぎ町〕

きれいな水のきれいなまちの

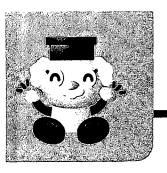
かつる岩町の下水道





《利子補給制度》

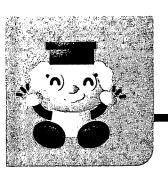
公共下水道を使用するために宅内を改造する場合、金融機関からの借入額の 50万円を限度として、その利率の2%を上限として、最長7年間の利子補給が 受けられますので申し出て下さい。(毎年1月に申請受付)



《水洗便所改造助成金制度》

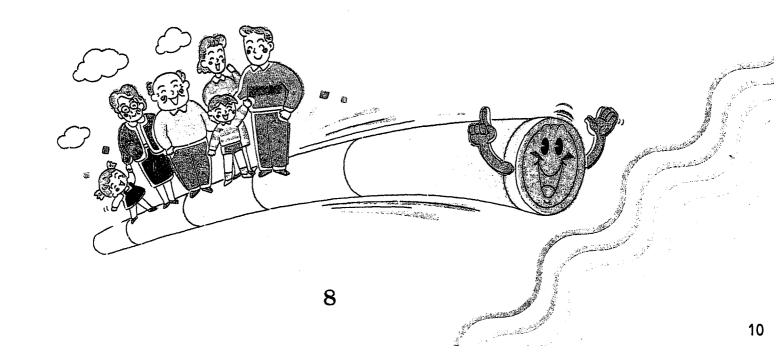
生活保護世帯で、既設のくみ取り便所から水洗便所に改造しようとする場合には、助成が受けられますので申請して下さい。 (生活保護法第11条第1項第1号規定)





《かつらぎ町公共下水道宅内改造助成金制度》

公共下水道へ接続するために宅内の改造をされる生活困窮者を対象に、限度額15万円の改造助成金を交付しますので、希望される方は、排水設備の工事を依頼するときに、指定工事店を通じて申し込んでください。



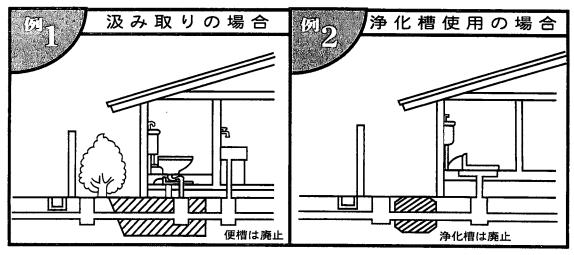
[九度山町]



トイレの水洗化について

くみ取り便所又は浄化槽をお使いの家庭は、その区域が公 共下水道を使用できるようになってから3年以内に排水設備 の改造工事をしなければなりません。

トイレ改造の方法



一般的に便槽は、し尿をくみ取り、清掃、 消毒の後、底部に穴をあけ、砂等で埋め ます。くみ取り用の便器は撤去し、水洗 用の便器を取り付け、宅内排水管につな ぎます。

浄化槽内部をくみ取り、清掃、消毒の後、 撤去または砂等で埋め、廃止し、宅内排 水管につなぎます。

水洗化奨励金について

告示された供用開始の日から5年以内に排水設備工事をしていただいた方に、水洗化奨励金として、町から100,000円を支給します。

〇橋本市排水設備工事に係る利子補給金交付要綱

平成18年3月1日 告示第176号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、橋本市下水道条例(平成18年橋本市条例第200号。以下「下水道条例」という。)第2条第4 号及び橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第174号。以下「農集条例」とい う。)第3条第4号に規定する排水設備の工事にかかる経済負担の軽減を図るため、その工事費支払いのため 金融機関から融資を受けた者に対し、利子補給金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 使用者 下水道条例第2条第8号及び農集条例第3条第2号に規定する者をいう。
 - (2) 金融機関 本市の指定した金融機関をいう。
 - (3) 資金 排水設備の工事を行うために金融機関から借り入れた金銭をいう。

(利子補給の対象)

- 第3条 利子補給の対象は、公共下水道供用区域内の施設を公共下水道に接続しようとする工事並びに農業集落排水処理施設へ接続しようとする工事(以下「工事」という。ただし、新築及び営利を目的とする住宅開発事業に係るもの及び受益者負担金を賦課しない区域は除く。)とする。 (資格)
- 第4条 利子補給を受けようとする者の資格(ただし、法人格を有する者は除く。)は、次のすべての各号に該 当する者とする。
 - (1) 排水設備工事を行う使用者で金融機関から資金の融資を受けたもの。ただし、他の利子補給制度等を → 利用した者はこの限りでない。
 - 」) 世帯構成員に市税等の滞納者がいないこと。
 - (3) 供用開始の日から3年以内に<u>下水道条例第5条</u>又は<u>農集条例第7条</u>に規定する申請書に必要な書類を添付して提出し、受理されたものに限る。ただし、市長が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

(金融機関の指定)

第5条 市長は、第2条第2号に規定する金融機関を別表第1のとおり指定する。

(利子補給金)

- 第6条 市長は、金融機関から資金の融資を受けた対象者に対し、利子補給金を交付するものとする。
- 2 利子補給は、橋本市下水道条例施行規則(平成18年橋本市規則第157号)第4条及び橋本市農業集落排水処理 施設設置及び管理条例施行規則(平成18年橋本市規則第135号)第3条に規定する申請書に記載された建物の敷 地に係る工事につき1回限りとする。
- 3 利子補給融資限度額等は、別表第2に定めるところによる。
- 4 利子補給金の額は、別表第2に定める範囲において支払われた利息の合計額とし、一括して利子補給期限終 了後に対象者に支払うものとする。

(利子補給の承認申請)

- 第7条 前条第1項の規定により、利子補給金を受けようとする者は、下水道条例第5条に規定する排水設備等の計画の確認申請日から下水道条例第7条第1項に規定する検査(以下「検査」という。)後30日以内に排水設備工事に係る利子補給承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならな
 - ()。 一) 金銭消費貸借契約書(契約日が当該排水設備工事等の確認申請日の1年前から検査後30日以内に限る。) 等の写し
 - (2) 納税等調査同意書(申請時、本市に納税等の情報がある場合に限る。)又は、世帯構成員全員の住民票 (外国人登録原票記載事項証明書)及び第4条第2号を証する書類
- 2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、排水設備工事に係る利子補給承認書(様式第2号)を、承認しなかったときは、利子補給不承認書(様式第2号の2)を、申請者に交付する。 (利子補給の変更申請)
- 第8条 前条第2項の承認を受けた者が利子補給に係る資金の貸付金の償還期限等を変更しようとするときは、 排水設備工事に係る利子補給変更承認申請書(<u>様式第3号</u>)を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による承認をしたときは排水設備工事に係る利子補給変更承認書(様式第4号)を、承認しなかったときは利子補給変更不承認書(<u>様式第4号の2</u>)を申請者に交付する。

(利子補給金の交付申請)

- 第9条 第7条第2項の承認を受けた者が利子補給金の交付を受けようとするときは、排水設備工事に係る利子 補給金交付申請書(様式第5号)を、利子補給変更承認書に記載された利子補給期限終了後30日以内に市長に 提出しなければならない。
- 2 前条第2項の承認を受けた者が利子補給金の交付を受けようとするときは、排水設備工事に係る利子補給金 交付申請書(<u>様式第5号</u>)を、利子補給変更承認書に記載された利子補給期限終了後30日以内に市長に提出し なければならない。
- 3 市長は、前2項の申請書を期日までに提出しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めた場合 においては、期日を延長することができる。

(利子補給金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、利子補給金の交付の適否を決定し、適当と認めたときは排

水設備工事に係る利子補給金交付決定通知書(<u>様式第6号</u>)により、不適当と認めたときは利子補給金不交付決 定通知書(様式第6号の2)により申請者に通知する。

(利子補給金の請求)

- 第11条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者は、速やかに排水設備工事に係る利子補給金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書の提出を受け、適当と認めた場合は、請求日から40日以内に利子補給金を交付する ものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の橋本市排水設備工事にかかる利子補給金交付要綱(平成12年橋本市告示第90号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなし合併前の高野口町排水設備工事に係る利子補給金交付要綱(平成13年高野口町要綱第5号)(以下「合併前の高野口町要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、合併前の高野口町要綱の規定の例による。

別表第1(第5条関係)

金融機関名	支店等
紀陽銀行	橋本市内の支店・支所
紀北川上農業協同組合	
南都銀行	
和歌山銀行	
きのくに信用金庫	
近畿労働金庫	
関西アーバン銀行	

別表第2(第6条関係)

資金の種類	利子補給率	利子補給期間	利子補給対象融資限度 額	利子補給限度額
排水設備工事を目 的とした借入金			限度額 60万円	4万6千円

様式第1号(第7条関係)

排水設備工事に係る利子補給承認申請書

年 月 日

橋本市長

様

申請者住所

申請者氏名

印

次のとおり、排水設備工事に係る利子補給を受けたいので、橋本市排水設備工事に係る利子補給金交付要 網第7条第1項の規定により、申請します。

借受人氏 名 借受金額 資金使途 借受時期 借受利 料子補 据置期間 償還期間及び回 連帯保 本 1 2

〇橋本市排水設備工事助成金交付要綱

平成18年3月1日 告示第177号

(目的)

- 第1条 この告示は、本市の公共下水道供用区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第9条に規定する供用区域をいう。以下「供用区域」という。)内において公共下水道への接続工事をする場合に、助成金を交付することによりその普及を促進し、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。 (助成の対象)
- 第2条 助成の対象となる工事は、供用区域内の施設を公共下水道へ接続しようとする工事(以下「工事」という。ただし、新築及び営利を目的とする住宅開発事業に係るもの及び受益者負担金を賦課しない区域は除く。)のうち市長が認めたものとする。
- 2 助成を受けることができる者は、世帯構成員すべてにおいて当該年度の市県民税が非課税であり、市長が必要であると認めた者とする。ただし、法人格を有する者は除く。 (資格)
- 第3条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める資格をすべて備えていなければならない。
 - (1) 供用区域内における家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者であること。

(2) 世帯構成員に市税等の滞納者がいないこと。

(3) 供用開始日から3年以内に橋本市下水道条例(平成18年橋本市条例第200号。以下「下水道条例」という。)第5条に規定する申請書に必要な書類を添付して提出し、受理されたものに限る。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(助成金の額)

- 2 公の生活扶助を受けている者で市長が必要であると認める場合は、前項の規定にかかわらず、助成金の額を別に定めることができる。

(助成金の交付申請)

- 第5条 申請者は、排水設備工事助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出し なければならない。
 - (1) 納税等調査同意書(申請時、本市に納税等の情報がある場合に限る。)又は、世帯構成員全員の住民票 (外国人登録原票記載事項証明書)及び第2条第2項、第3条第2号を証する書類
 - (2) 橋本市排水設備指定工事店による工事費見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、下水道条例第5条の規定による排水設備等の計画の確認申請後速やかに行うものとし、助成金交付の適否の判断は確認申請時の納税状況をもって、確認申請日を基準に行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の申請に基づき、助成金交付の適否を決定し、排水設備工事助成金交付決定通知書(様式 第2号)又は排水設備工事助成金不交付決定通知書(様式第2号の2)により申請者に通知するものとする。 (助成金の請求等)
- 第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金の申請に係る工事について、下水道条例第7 第1項に規定する検査に合格したときは、30日以内に排水設備工事助成金交付請求書(様式第3号)を市長に 提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の流用禁止)

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付を受けた者は、当該助成金を下水道条例第5条の申請に係る工事 以外の用途に使用してはならない。

(助成金の返還等)

- 第9条 市長は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部の返還を命ずることができる。
 - (1) 虚偽の申請又は不正な方法により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 前号のほか、市長が助成の必要がなくなったと認めたとき。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日) この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の橋本市排水設備工事助成金交付要綱(平成13年橋本市告示第28号)又は高野口町下水道宅内排水設備工事助成金交付要綱(平成13年高野口町要綱第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。



| ホーム | トピックス | 意見・提案 | サイトマップ | サイト内検索 | リンク |

ホーム>暮らし・環境>泉南市の下水道>改造資金融資と水洗便所設置費の助成改造資金融資と水洗便所設置費の助成

●泉南市の下水道 ●改造資金融資と水洗便所設置費の助成 ●下水道使用料 ●受益者負担金 ●下水道へ排水する場合の規制 ●泉南市のマンホール蓋

改造資金融資について

本市では、くみ取り式便所やし尿浄化槽付便所を公共下水道に直結した水洗便所に改造する 工事に対し「改造資金の融資あっ旋」を行っております。水洗便所改造工事1件につき50万円以 内、元金及び利子を遅滞なく償還した場合、利子の全額を利子補助金として交付します。但し 下水道供用開始の日から3年以内の改造に限ります。

<融資利率>

毎年度当初に金融機関と協議し定めます。

〇融資を受ける方の資格

- (1)独立の生計を営んでいること。
- (2)建築物の所有者又はその所有者の同意を得た建築物の使用者であること。
- (3) 受益者負担金を滞納していないこと。
- (4)確実な連帯保証人があること。

水洗便所設置費の助成について

下水道処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する方で、市が認定した内容の範囲内において、水洗便所に改造するために要する費用の全額を助成します。但 水道供用開始の日から3年以内の改造に限ります。

〇助成を受けることができる人

- (1)生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2)前号の該当者と同等と見なされる人でありかつ、同居 の親族にも収入がない人
- (3)受益者負担金を滞納していない人

作成:上下水道部下水道整備課

作成日:平成14年12月1日 更新日:平成18年6月30日

史初口:平成18年0月30日

| ホーム | トピックス | 意見・提案 | サイトマップ | サイト内検索 | リンク | ひとつ前にもどる |